

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	大阪市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

## 評価実施機関名

大阪市長

## 公表日

令和5年6月13日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 概要</p> <p>国において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給する方針が示されたことを踏まえ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を実施する。</p> <p>【対象となる世帯】</p> <p>以下のいずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 基準日となる令和4年9月30日時点において、大阪市の住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯で、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯(非課税世帯)</p> <p>(2) (1)のほか、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p>(1)、(2)いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。</p> <p>2 特定個人情報を取り扱う具体的な事務手続き</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び関連法令等に従い、支給対象である非課税世帯を抽出するため、令和4年1月2日以降に大阪市内に転入し、令和4年度の課税状況が確認できない市民について、マイナンバーを用いた情報連携により、令和4年1月1日(令和4年度の個人市民税の賦課期日)時点で、他の市区町村の課税状況を確認する。</p>
③システムの名称	税務事務システム、統合基盤システム、中間サーバ

## 2. 特定個人情報ファイル名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の第101の項</li><li>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条</li><li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li></ul>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>番号法第19条第8号別表第2の第121の項</li><li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</li></ul>	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	市民局長

## 6. 他の評価実施機関

なし
----

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市民政局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当 電話:06-6208-7323 ファックス:06-6202-7073

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

